

令和2年4月17日

各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者 様
(岐阜市所管の施設等を含む。)

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設（障害児通所支援事業所）の
使用制限等の協力要請等に係る留意事項について

このことについては、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設（障害
児通所支援事業所）の使用制限等の協力要請等について」（令和2年4月17日付け
障第163号岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部長）により通知しております
が、下記のとおり留意事項を通知します。

記

1 留意事項

特措法に基づく緊急事態措置により、施設の休止や営業時間短縮の要請を受けた
施設を運営する中小企業及び個人事業主を対象とした「岐阜県新型コロナウイルス
感染症拡大防止協力金」（仮称）については、本休業要請に関しては交付対象外で
す。

なお、岐阜県における「新型コロナウイルス感染症非常事態宣言に係る障害児通
所支援事業所への休業の要請（令和2年4月10日）」に関する県の支援については、
別途検討中であることを申し添えます。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	奥 村	担 当	山 中・岩 垣
電 話	058-272-1111 内 2615・2616		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		